

1 日 時 平成25年1月24日 木曜日
開会 9時30分 閉会 10時40分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長 藤原 勝紀
委員 梶村 健二
委員 奥野 史子
委員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 2人

5 議事の概要

(1) 開会

9時30分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1281回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件

イ 議案事項

議第24号 京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

京都市・乙訓地域の公立高校教育制度については、昭和60年の現行制度の導入以来、30年近くが経過する中、今後の教育制度・入学者選抜制度の在り方を検討するため、平成23年10月、「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」を設置し、約1年にわたる幅広い観点からの協議が進められるとともに、約1万1千人の回答を得た生徒・保護者アンケート調査等を経て、昨年8月、「まとめ」が提言された。

この「まとめ」を踏まえ、京都府教委とともに策定した「新しい高校教育制度(案)」に対して、昨年11月、市民・府民の方々を対象とした説明会を開催(4回)するとともに、約1ヶ月にわたり意見募集を実施し、452件の御意見を頂いた。

それらの御意見も参考としながら、公立高校の特色ある学校づくりを更に推進し、生徒一人一人が望む進路や将来の希望に柔軟に応えられるとともに、中学生が自らのキャ

リア形成に向けて、目的意識を持ってこれまで以上に主体的に高校を選択できる制度を目指して、京都府・市教育委員会で、制度の詳細について検討を重ねてきた。

はじめに、「全日制普通科の類・類型制度」であるが、どの高校にも画一的に同じ類・類型を設置する現行制度は廃止し、普通科第Ⅰ類と第Ⅱ類を普通科として一つにし、各高校において生徒の学習ニーズや進路希望等に応じた多様なコースを設置する。

また、これまでは志願時に類・類型を選択していたものを、新制度では、合格後に生徒の適性や希望、学力状況に応じてコースを選択するとともに、コース変更についても、学年進級時等に可能とするなど、柔軟に対応できることとする。

なお、個性伸長を重視する第Ⅲ類については、新制度においても、普通科の中の専門的なコースとして存続させ、他のコースとは別に選抜を行う。

次に「通学区域」についてだが、生徒の進路希望等が多様化する中で、選択肢を限定するのではなく、より多くの高校から進路選択できるよう、新制度では通学区域を統合し1通学圏とする。

現行制度では、京都市・乙訓地域の普通科21校を北・南の2通学圏に区分しており、Ⅰ類またはⅡ類を希望する生徒は、基本的に限られた募集定員の枠内でしか、他圏の高校を志願できなかったが、1通学圏化により、京都市・乙訓地域の全ての普通科（21校）に志願可能となる。

次に「入学者選抜制度」についてだが、まず、「受検機会」については、現行と同様に、前期・中期・後期の3回の受検機会を設ける。なお、志願日や検査日、合格発表日の日程についても、基本的には、現行制度からの変更はない。

次に、選抜方法についてだが、まず1点目は、現行制度において、専門学科や普通科Ⅲ類で実施する「適性検査」や「推薦入学」、普通科Ⅰ類で実施する「特色選抜」を廃止し、「前期選抜」とする。なお、現行の特別入学者選抜については、特別な枠として存続させ、原則これまでと同じ方式で実施する。

2点目としては、一般選抜において普通科Ⅰ類で実施する「総合選抜制度」に代えて、「単独選抜制度」を導入する。これらの実施時期については、いずれも「平成26年度の入学者選抜」、現在の中学校2年生を対象とする入学者選抜から実施する。

より具体的な入学者選抜方法等についてだが、まず、「前期選抜」は、多元的な評価尺度による各校裁量の選抜方法のもと、生徒の個性や能力等を重視する選抜として、現行の普通科第Ⅰ類の「特色選抜」や、普通科Ⅲ類及び専門学科の「適性検査」や「推薦入学」に相当する選抜機会となる。中学校からの報告書はいずれも必須とする中で、学力検査、面接、作文（小論文）、報告書、実技検査、活動実績書の6つの検査項目を組み合わせたA～Cの選抜方式から、各学校が学科ごとに2通りまで選択して行うことを可能とする。

A方式については、学力検査を課す選抜方式であり、学力検査に加え、作文や面接、さらに、活動実績報告書として、生徒の中学校時代の学習活動や部活動などの状況を評価に加味することも可能とするものである。

B方式については、学力検査を課さない選抜方式であり、主として面接や作文を検査項目とする方式である。

C方式につきましては、A方式に「実技検査」を加えた選抜方式であり、体育系・芸術系の専門学科や現行の普通科Ⅲ類を想定した選抜方式である。

次に中期選抜についてだが、現行制度で3月に実施している「一般選抜」に相当する

ものであり、現行の普通科第Ⅰ類で実施しております「総合選抜制度」を廃止し、各高校が学科ごとに合格者を決定する「単独選抜制度」を導入する。単独選抜であるが、生徒は第1志望として2つの高校、第2志望として1つの高校、あわせて3つまで志望する高校（学科）を選択することができる。また、第1志望の2校については、第1順位と第2順位に区分をして志願することとなる。1回の選抜で3校までチャレンジできる制度とし、検査項目は、現行制度と同様に、共通の学力検査と中学校からの報告書を用いて選抜を実施する。

参考 合格者の決定方法

〔「A高校〇〇科」を第1志望の第1順位として、B高校を第2順位とした受検生を仮定〕

- まず第1順位校であるA高校において、A高校を第1順位とした受検生で90%まで合格者を決定するため、上位90%に入っていればA高校に合格となる。これがステップ1となる。
- 次にステップ2として、上位90%に入っていない場合、残り10%につきまして、A高校の90%に入らなかった第1順位者と、他高校を第1順位としたが、その高校で90%に入らずA高校を第2順位とする者を合わせて選抜を行う。
- また、この受検生の場合は、B高校を第2順位としているため、B高校の残り10%でも同様の選抜が行われ、A高校の合格範囲に入っていればA高校に合格、AB両方の高校の合格範囲に入っていれば第1順位であるA高校に合格、B高校の合格範囲に入っていればB高校に合格するということになる。
- 第2志望については、第1志望の2校で不合格となった場合に、第2志望としている高校で、第1志望者での選抜後に、なお欠員が生じている場合において、選抜を実施する。

後期選抜については、前期選抜及び中期選抜の結果、なお欠員が生じている高校において、学力検査・面接・報告書による選抜を実施する。

募集人数については、現行制度の普通科Ⅰ類及びⅡ類に相当する普通科では、前期選抜で募集定員の30%、中期選抜で残り70%を募集する。職業に関する専門学科では、前期選抜で募集定員の70%、中期選抜で残り30%を募集する。その他の専門学科や現行制度の普通科第Ⅲ類では、前期選抜で募集定員の100%を募集する。

これらの詳細は、本年夏頃に策定する、「平成26年度京都府公立高等学校入学者選抜要項」で定めることとなる。

今後の予定としては、新しい制度の導入に向け、中学生や保護者、中学校の進路指導において混乱が生じないように、中学校の管理職、進路主事に向けた説明会を速やかに開催し、2月中旬には、新制度の内容をまとめたリーフレットを中学校1・2年生全員に配布するとともに、2月下旬から新制度についての生徒・保護者説明会を、複数日設定する予定である。日時等は決まり次第に中学校を通じて周知する。

また、各高校の設置コースや部活動を含めた学校生活の様子、選抜方法などを記載した冊子を2月末頃までに中学校2年生に配布する予定であり、各高校ごとの学校説明会や「公立高校の合同説明会」の開催時期や回数について、これまで以上に充実を図るなど、丁寧な周知徹底に努めてまいりたい。

(委員からの主な意見)

- 昭和 60 年から続いてきた総合選抜制度においては、どの高校においても同等の教育を受けられることを前提に通学圏を設定してきたが、時代の変化とともに中学生や保護者のニーズも変化してきた。特色を明確にし、生徒が行きたい学校を選べるようにしてほしいという声があることも有識者会議での検討を経て形となったものが今回の新しい教育制度である。従来から大きな変更となることで、様々な意見があるが、大きな方向性としてはあるべき方向であると認識している。新しい制度が決定した後は、中学生や保護者への説明会を開催するなど、正確な内容をわかりやすく、早く伝えるよう努めてもらいたい。
- 中期選抜において、3校まで志望するにあたって、普通科だけでなく職業に関する学科との併願も可能とのことだが、「入れるならばどこの高校でもよい」という選択肢はあるのか。新制度導入の流れに矛盾はないか。
- 報告書については様々意見があるが、中学校側と高校側の捉え方に差があり、生徒自身も高校に望まれる生徒になろうと自分を形にはめ込んでしまっている。生徒自身のキャリア形成を考える上で、報告書は大きな影響をもたらすため、慎重に取り扱うとともに、質を向上させてもらいたい。
- 総合選抜制度が約 30 年間続いてきた一方で、京都市域の交通網も発達し、市域の子どもたちは自ら行きたい高校を選択して進学できる時期を迎えている。制度を変更するだけでなく、30 年間の総決算として新たな枠組みを示すとともに、高等学校教育全体を特色あるものへと変えていってほしい。詳細な部分については、今後、高校側も検討することとなるが、子どもたちとともに作っていく制度であり、教員や保護者、地域の方々が高等学校教育について議論できるよう丁寧な周知に努めてほしい。
- 特定の高校に人気集中することも想定されるが、他府県が導入している志願変更や倍率の公表について、京都市域においても導入を検討しているのか。
- 各校の特色に合わせて入学してくる生徒の個性を存分に伸ばしてほしい。行きたい高校を選択するうえで、中学校現場の進路指導の影響は大変大きい。中学校、高校のあり方そのものについても検討するきっかけとなるよう、新制度導入にかかる教員研修の必要性は高い。

(事務局)

- 職業に関する学科においては、高校を卒業後に就職する生徒のニーズに込んでいる一方で、大学進学を目指す生徒が増え、多様な進路希望に対応してきている。中期選抜においても、高校卒業後の進路を考えて、職業に関する学科を選択する生徒のために、一定の枠を設ける必要があると考えている。
- 志願変更や倍率発表については、京都市・乙訓地域の実情を踏まえ、中学生が安心して志願できるためにはどのような方法が最適なのかを、他府県の事例も考慮して学校現場とともに慎重に検討してまいりたい。
- 報告書のあり方や中高間の連携については、教育委員会内においても「中高接続プロジェクト」を立ち上げ、中学校と高校側の現状と課題の把握に努めるとともに、その課題解決に向け学校現場の教員を巻き込みながら、新制度の導入に合わせて検討を進めているところである。高校選択に大きな影響を与える中学校の進路指導のあり方か

ら抜本的に改善していく必要がある。新制度の決定後は、生徒・保護者向けの説明会を複数回開催するとともに、まずは学校現場に対して丁寧な周知に努めていく。

(議決)

委員長が、議第24号「京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) 閉会

10時40分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長